

身体的拘束等の適正化のための指針

J A北海道厚生連小清水町特別養護老人ホーム愛寿苑

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、可能な限り、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の第11条4項では、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」としています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にあり、緊急やむを得ない場合には、必要最低限の身体的拘束等を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体的拘束等が一時的なものであること。

2. 身体的拘束等の適正化に向けての基本方針

(1) 当施設では、原則として身体的拘束等を禁止します。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合

入居者本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を全て満たした場合

のみ、入居者本人・家族へ説明・同意を得て行います。

また、身体的拘束等を行った場合は、十分な観察や経過の記録等を行い、可能な限り早期に拘束等を解除できるよう努めます。

3. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束等の適正化に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置します。

(2) 目的

- ① 施設内での身体的拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善に向けての検討
- ② 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きの確認と妥当性の検証
- ③ 事例の集計及び分析と適正化策の検討
- ④ 適正化策の効果を評価
- ⑤ 報告された事例及び分析結果の職員への周知徹底
- ⑥ 身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導（研修の企画・実施）

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の構成員とその役割

- ① 施設長
 - ・身体的拘束適正化検討委員会の統轄管理
 - ・ケア現場における諸課題の統轄管理
- ② 事務長
 - ・施設の運営事務管理
 - ・行政、関係機関等との渉外、調整に関する管理
- ③ 看護職員
 - ・医師（医療機関）との連携
 - ・施設における医療行為と身体的拘束等の範囲についての検討
 - ・入居者の状態観察
 - ・記録の整備
- ④ 介護職員
 - ・身体的拘束等がもたらす弊害の認識と最小限に止めるケアの工夫
 - ・入居者の尊厳の理解、入居者の疾病・障害等による行動特性の理解
 - ・入居者個々の心身の状態の把握
 - ・記録の整備

⑤ 管理栄養士

- ・入居者の状態に応じた食事の工夫
- ・身体栄養に関するアセスメントとリスクマネジメント

⑥ 生活相談員

- ・家族との連携
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・記録の整備、管理
- ・施設サービス計画の変更

この委員会の委員長は施設長とします。

また、専任の身体的拘束適正化対応策を担当する者を配置します。

必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医等に助言を仰ぎます。

(4) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、3ヵ月に1回以上の定期会議、必要に応じて臨時会議を開催します。結果については、介護職員等に周知します。

4. 身体的拘束等の適性化のための職員研修に関する基本方針

全職員を対象に、身体的拘束等の適正化の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するとともに、当施設における指針に基づき、適正化の徹底を行なうため、年2回以上研修を行ないます。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

(新規採用時研修の主なる内容)

- ①指針に基づき説明し、理解を得る
- ②各科、各係の役割について説明し、理解を得る
- ③記録の重要性について説明し、理解を得る

5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当施設の全職員については、施設内で「緊急やむを得ない場合」に該当すると思われる事例が発生した場合、あるいは発生する可能性を予見した場合は、速やかに所属長へ報告をすることを義務とします。

報告を受けた所属長は、「緊急やむを得ない場合」の報告内容を速やかに確認し、身体的拘束適正化検討委員会の開催等について施設長へ指示を仰ぎます。

〈介護保険指定基準において身体的拘束等に該当する具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y時型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

入居者本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会において、例外三原則を満たしているかの確認、拘束等による入居者の心身の状況や、拘束をしない場合のリスクについて検討します。（記録3）

身体的拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、入居者本人・家族に対する説明書（記録1）を作成します。また、廃止に向けた取り組みの検討会を早急に行い、実施に努めます。

例外として、入居者の生命、身体を安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体的拘束等を要する場合）等において、入居者本人・家族等の同意なく、身体的拘束等を行う必要がある場合には、可能な範囲で他職種の意見を収集した上で、例外三原則に当てはまることを確認し、身体的拘束等に至るまでの経過、根拠につい

て記録に残します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

(2) 入居者本人や家族に対しての説明

身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、同意を得たうえで実施します。

また、身体的拘束等の同意期間を越えて、なお拘束等を必要とする場合については、事前に入居者本人・家族等と行っている内容と方向性、入居者の状態などを確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束等に関する記録は義務付けられており、専用様式(記録2)を用いて、その様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束等を解除します。その場合には、入居者及び家族に報告します。

7. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針の概要や閲覧方法について、重要事項説明書に明記し、入居者等より、要望があれば当該指針を閲覧できるようにします。

平成25年7月1日 制定

平成30年5月1日 改訂

令和1年10月1日 改定